

# 宮崎県人権教育基本資料

－幼（保）、小、中、高、特別支援学校－

< 抜粋 >

自分の大切さとともに  
他の人の大切さを認めることができる  
幼児児童生徒を育てるために



宮崎県「いのちを大切にする教育」

宮崎県教育委員会

## はじめに

社会情勢や国民の意識の急激な変化に伴い、いじめ、不登校、児童虐待、SNSをはじめとするインターネットによる誹謗中傷など、人権問題は深刻かつ複雑な状況が見られるとともに、新たな人権問題への対応も必要となってきています。人権教育を進める上で大切なことは、知識の習得だけではなく、日常生活の中で人権問題を直感的に捉え、人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育て、人権尊重の精神を養うことであります。そのような人権感覚は、幼児児童生徒が学習に主体的に取り組むことを通して培われ、また、自他を尊重する学習環境の中で身に付いていくものです。

宮崎県では、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指して、令和4年3月に「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。この条例の前文には、現実には、「同和問題をはじめ、様々な人権問題等が存在しており、インターネットによる人権侵害等、社会情勢の変化に伴い新たにに取り組むべき人権問題も生じている」とあります。また、同年12月には、「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂され、この中で、生徒指導の実践上の視点の一つとして、安全・安心な風土の醸成が挙げられています。「児童生徒一人一人がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切」と述べられています。

令和5年4月には、子どもが差別されない、子どもの意見が尊重されるなどの権利を謳った「こども基本法」の施行、また、同年6月には、多様な性について理解を深めるための「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されるなど、今後もさらに、あらゆる人権に配慮していくことが必要になっています。県教育委員会においても、同年6月に策定した「宮崎県教育振興基本計画」の中で、基本目標1に「多様性を認め合い、一人一人を大切にできる教育の推進」を設定し、さらに施策1において「いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進」を掲げ、人権教育に取り組んでいます。

さらに、令和6年3月には、宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき、現在の人権問題に的確に対応し、本県の人権施策を総合的に推進するため、「宮崎県人権施策基本方針」を策定するとともに、「宮崎県人権教育基本方針」を改定しています。

本資料を積極的に活用していただき、全教職員が自分自身の人権感覚を磨くとともに、各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた人権教育の取組の充実や指導力等の向上に役立てていただきますようお願いいたします。

令和6(2024)年10月

宮崎県教育委員会

# 目 次

宮崎県人権教育基本方針	1
<b>I 本県の人権教育の基本的な考え方</b>	
1 人権教育の国内外における潮流	2
2 人権教育の現状と課題	3
3 これからの人権教育	3
(1) 自己理解を深め、自尊感情を育てる	3
(2) 他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育てる	4
4 人権教育の基本認識	4
(1) 人権について	4
(2) 人権教育について	4
(3) 人権感覚について	5
(4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について	5
(5) 人権教育の内容について	5
(6) 全教育活動を通して行う人権教育	11
(7) 人権教育の全体構想（小学校例）	12
<b>II 人権教育の基本構想</b>	
1 学校（園）における人権教育の目標	13
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等	13
(2) 小学校	13
(3) 中学校	14
(4) 高等学校	15
(5) 特別支援学校	15
2 校種間の連携及び家庭・地域社会との連携	16
(1) 校種間の連携	16
(2) 学校（園）と家庭との連携	16
(3) 学校（園）と地域社会との連携	17
(4) 中学校区を単位とした人権教育の取組	17
3 指導計画の作成	19
(1) 人権教育の全体構想	19
(2) 人権教育の年間指導計画	19
(3) 人権教育と教科等との関わり	19
(4) 教育の中立性の確保	23
(5) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮	23
4 学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営等の配慮事項	24
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等	24
(2) 小学校	25
(3) 中学校	27
(4) 高等学校	29
(5) 特別支援学校	31

5	学校（園）における推進体制の確立と教職員の研修	32
	（1）推進体制の確立	32
	（2）人権教育担当者の役割	32
	（3）教職員の研修	32

### Ⅲ 学習方法

1	様々な学習方法と指導の工夫	34
2	学習教材の選定・開発の留意点	35
3	参加体験型学習（ワークショップ）	35
	（1）基本的な学習の進め方	35
	（2）いろいろな手法	36
4	コミュニケーション能力を高める学習	38
	（1）自分の思いや考えを伝える力を身に付ける学習	38
	（2）聞く力を高めるための学習	40

### Ⅳ 各人権問題に対する取組

1	女性	41
2	子ども	44
3	高齢者	47
4	障がいのある人	49
5	同和問題（部落差別）	52
6	外国人	56
7	HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等	58
8	犯罪被害者等	62
9	インターネットを利用した人権侵害	64
10	多様な性	66
11	刑を終えて出所した人	68
12	北朝鮮当局による拉致問題等	70
13	働く人	72
14	その他の問題	74

### Ⅴ 人権教育の評価

1	推進体制の評価	75
2	指導内容の評価	77
3	配慮事項の評価	79
4	望ましい人間関係を育むための評価	82
	（1）幼児児童生徒の自己評価（例）	82
	（2）教職員の自己評価（例）	87
	（3）保護者の自己評価（例）	88
	（4）人権を尊重する地域づくりのための評価（例）	89

## 関係 Web ページの掲載



### 宮崎県庁 ホームページ

---

● トップ ➡ 県政情報 ➡ 組織一覧 ➡ 教育委員会 ➡ 人権同和教育課

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-jinkendowakyoiku/index.html>



● トップ ➡ 県政情報 ➡ 組織一覧 ➡ 総合政策部 ➡ 人権同和対策課

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/jinkendowataisaku/index.html>



### 宮崎県教育研修センター ホームページ

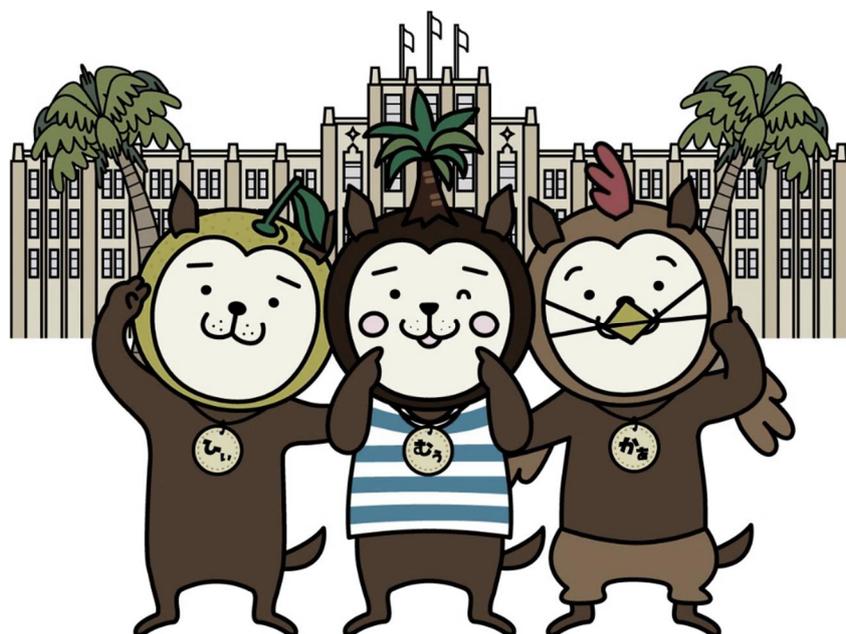
---

● HOME ➡ 宮崎県教育委員会等 ➡ 人権同和教育課

<https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/jindoukyouiku/>



宮崎県「いのちを大切にする教育」



令和6年10月 発行  
宮崎県教育庁人権同和教育課